

八潮市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知実施要綱
(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による住民票の写し等が第三者に不正に取得された場合において、その事実を住民票の写し等を不正取得された者（以下「被取得者」という。）に通知すること（以下「不正取得通知」という。）により、不正取得に係る二次被害防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民票の写し、除票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書及び除票に記載した事項に関する証明書
- (2) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し
- (3) 戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の請求（同規定を準用して請求をする場合を含む。）をする者の代理人
- (2) 住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出（同規定を準用して申出をする場合を含む。）をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除き、同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

3 この要綱において「特定事務受任者」とは、住基法第12条の3第3項の特定事務受任者又は戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第11条の2第4号の弁護士等をいう。

(通知の対象となる事実)

第3条 不正取得通知の対象となる事実は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し等の不正取得について、埼玉県その他の関係機関から通知等があったこと。
- (2) 住民票の写し等の不正取得により、住基法第46条第2号又は戸籍法第133条の規定に基づく刑が確定したこと。
- (3) 新聞社その他の報道機関により不正取得に関する報道があり、さいたま地方法務局又は埼玉県に照会し、不正取得の事実が確認できたこと。
- (4) 第1号から第3号までに係る公訴事実等には含まれないが、その様態から同一事件として不正に取得された蓋然性が極めて高いと認められるもの。

(通知の相手方)

第4条 不正取得通知は、被取得者のうち不正取得された住民票の写し等の交付請求書に請求の対象として記載された者が特定できる場合にあっては当該対象者に、当該対象者が特定できない場合にあっては当該住民票の写し等に係る世帯の世帯主又は戸籍の筆頭者に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、通知の相手方としない。

- (1) 所在が確認できない者
- (2) 失踪宣告を受けている者
- (3) 死亡した者

(不正取得者に対する住民票の写し等の返還の要請と通告)

第5条 市長は、不正取得者に対して、不正取得した住民票の写し等の返還を求めるとともに、被取得者に不正取得者の氏名等を通知する旨の通告を行う。ただし、不正取得した蓋然性が極めて高いと認められる場合には、期限を定めて取得者に正当な請求であることが分かる疎明資料の提出を求め、提出がない場合には被取得者へ通知する旨の通告を行う。

(被取得者等への通知)

第6条 市長は、第3条の事実を確認したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した書面により被取得者に通知するものとする。

- (1) 不正に取得された住民票の写し等の交付年月日
- (2) 不正に取得された住民票の写し等の種別及び通数又は件数
- (3) 不正に取得された住民票の写し等の交付請求者又は交付申出者の住所又は所在地及び氏名又は名称（所属する特定事務受任者の会の会員

番号を含む。)

(4) 不正に取得された住民票の写し等の請求が職務上請求書による請求の場合は、当該職務上請求書に記載されている依頼者の氏名又は名称。ただし、同条の事実により依頼者が不正取得に関与していることが明らかでない場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、個人情報等に配慮すべき事由が想定されるときは、前項各号いずれかについて別に通知することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第16号)

この告示は、平成26年1月15日から施行する。

附 則 (平成27年告示第38号)

この告示は、平成27年1月23日から施行する。

附 則 (令和5年告示第206号)

この告示は、令和5年4月19日から施行する。